

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 1 年
計画変更年度	令和 6 年
計画主体	北海道洞爺湖町

洞爺湖町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 洞爺湖町経済部農業振興課
所 在 地 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町 132 番地
電 話 番 号 0 1 4 2 - 8 2 - 5 1 1 1
F A X 番 号 0 1 4 2 - 8 7 - 2 9 2 8
メールアドレス nourin@town.toyako.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、タヌキ、キツネ、カラス、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	洞爺湖町一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	ビート0.64ha小豆0.53ha 馬鈴薯0.49ha等	3.07ha 3,005千円
タヌキ	スイートコーン0.03ha等	0.03ha 29千円
キツネ	ビート0.09ha、人参0.04ha 等	0.18ha 140千円
ヒグマ	被害なし	千円
カラス	大根0.02ha等	0.04ha 91千円
アライグマ	スイートコーン0.19ha等	0.28ha 332千円

* 被害数値は令和5年度野生鳥獣被害調査による

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

- ・農作物の播種から収穫までの長期間にわたり出没し、町内一円において被害が増加している。また、捕獲を継続して行い低密度化した地域に新たなエゾシカの侵入が確認され、エゾシカが増加している。

【ヒグマ】

- ・農作物の被害のみならず、人命の危険も懸念されるため、足跡・糞の発見時は、見回り活動の強化と広報活動による対応を行っている。

【タヌキ・キツネ】

- ・被害は町内全域に及び、アスパラやスイートコーンなどの畑作物、いちごやミニトマトなどの施設園芸など幅広く被害を受けている。
- ・特に収穫直前の被害が多いことから、農家の生産意欲低下が懸念され早急に対応する必要がある。生息数は不明

【カラス】

- ・播種直後の畑作物や施設園芸、酪農畜産農家への被害が多い。

【アライグマ】

- ・平成21年に初めて生息を確認。令和2年に過去最高捕獲の118頭の捕獲となり、生息頭数の増加が懸念される状況にある。
- ・結果として本町は侵入中期段階の中密度から高密度に移行する可能性が高いと考えられており、今後も、生息数の増加防止に向けた取り組みを強化する必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
エゾシカによる農作物被害	3.07ha 3,005千円	2.92ha 2,855千円
タヌキによる農作物被害	0.03ha 29千円	0.03ha 28千円
キツネによる農作物被害	0.18ha 140千円	0.17ha 133千円
カラスによる農作物被害	0.04ha 91千円	0.04ha 87千円
アライグマによる農作物被害	0.28ha 332千円	0.27ha 315千円
ヒグマによる農作物被害	- ha - 千円	- ha - 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会で組織する「洞爺湖町有害鳥獣駆除連絡協議会」と委託契約を結び、銃器・箱わなによる駆除を実施しているほか、農業者自らが捕獲に従事するよう、わな猟免許等の取得を推進するため、技術講習会を開催している。	猟友会構成員の減少及び高齢化が進行しており、ハンターの新規掘り起こしによる人材確保が急務となっている。 近年、銃器の使用できない市街地周辺への出没が見られるようになってきていることから、わな等の導入拡大、捕獲技術の確立などが必須となっている。
防護柵の設置等に関する取組	令和２年に、総延長６３,４４０mのエゾシカ電気侵入防止柵を整備し、エゾシカの被害が減少している。	今後、防護柵の設置がされていない場所でのシカの侵入による被害増加が懸念されるため、捕獲の強化も含め、防護柵等の設置について状況等も考慮し検討していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	鳥獣を誘引する農業残渣の適正管理の呼びかけ。	電気柵の適正な維持管理の継続と指導等。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の生息数減少を図るため、駆除連絡協議会に銃及び箱わなによる捕獲を継続して委託し、農林関係機関・団体と連携しながら、被害防止に向けた効果的な対策等を検討するほか、ハンターの新規掘り起こしによる体制整備など、担い手育成の推進についても検討する。さらに農作物被害の減少と捕獲圧を高めるため、被害防衛と捕獲の強化のため、ドローンなどの最先端技術の活用や侵入防止柵等の整備を推進し、エゾシカ有効活用についても検討する。

①エゾシカの銃及び足くくり罠による捕獲の推進

エゾシカ保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。また、農業者自ら捕獲に従事させるため、足くくり罠による捕獲を推進する。さらに農作物被害の減少と捕獲圧を高めるため、被害防衛と捕獲の強化のため、侵入防止柵等の整備を推進する。

②タヌキ・キツネの箱わなによる捕獲

農畜産物又は生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。

③ヒグマの箱わなによる捕獲

農作物被害や人命に危険を及ぼす恐れのある個体のみ捕獲し、目撃情報及び出没等があった場合は、地元警察、有害鳥獣駆除連絡協議会と連携し現場周辺の確認と注意看板の設置、住民への啓発活動を行う。

④カラスの駆除

農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。

⑤アライグマの箱わなによる捕獲

農作物及び家畜被害、生活環境被害を及ぼす恐れのある個体を捕獲。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣駆除連絡協議会との委託業務による駆除・捕獲を継続して、農作物や養畜への被害防止を図るほか、今後も関係機関と連携し、有害鳥獣の農業被害を最小限にとどめる。

また、捕獲促進及び捕獲者の安全確保を図るため、必要に応じて特定ライフル銃、特定ライフル銃以外のライフル銃を用いた捕獲体制の整備を進めて行く。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7 ～ 9	エゾシカ タヌキ キツネ ヒグマ カラス アライグマ	①洞爺湖町有害鳥獣駆除連絡協議会との駆除委託契約の継続。 ②新たな担い手の掘り起こし・育成。 ③足くくり罠、箱わな等の機材を有効活用するため、銃猟・わな猟免許等の取得促進を図る。 ④新たな捕獲技術確立に向けた実証試験の実施。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては、保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。その他については、近年の捕獲実績を基礎に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度計画	8年度計画	9年度計画
エゾシカ	190	200	210
タヌキ	15	15	15
キツネ	15	15	15
カラス	30	30	30
ヒグマ	5	5	5
アライグマ	100	120	130

捕獲等の取組内容
銃器による有害鳥獣（エゾシカ、カラス）の捕獲・駆除は、洞爺湖町一円（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く）において4月～翌年3月末の期間に実施し、狩猟期のエゾシカ捕獲については、個体数調整のため駆除連絡協議会に積極的に行うよう指示している。
また、ヒグマ用箱わなを1基導入し、生活環境保全・農作物被害に備えている。
国交付金事業により導入した箱罠等を活用し、洞爺湖町一円（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く）に必要な応じて設置し、4月～翌年3月末まで捕獲・駆除する。
さらに平成21年度から実施している足くくり罠によるエゾシカ捕獲については、平成23年度に24頭捕獲するなど、効果があることから、継続・拡大して実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
今後のエゾシカ捕獲頭数増加と農業被害軽減には、散弾銃では対応ができない捕獲について、特定ライフル銃、特定ライフル銃以外のライフル銃が必要となってくる。捕獲予定場所は、洞爺湖町一円（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く）において、実施期間は通年とする。 また、ヒグマについては捕獲等に従事している者の安全確保や動物福祉の観点からも、散弾銃ではなく特定ライフル銃、特定ライフル銃以外のライフル銃の使用が必要である。ヒグマの捕獲予定場所としては、出没個体への対応のため洞爺湖一円とし、実施期間は通年とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
整備計画なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和7年度～令和9年度
エゾシカ	・電気柵設置の農業者に対して、電気柵の適正管理の呼びかけや定期的な確認を促す。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

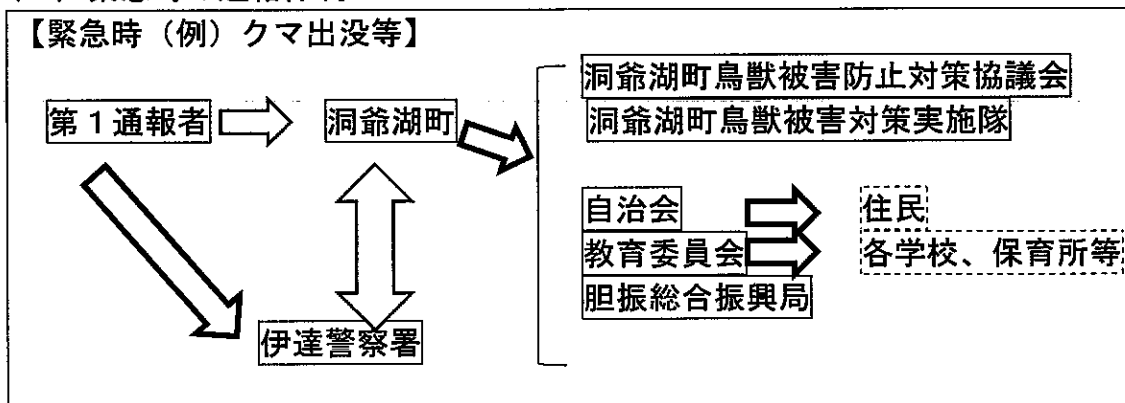
年度	対象鳥獣	取組内容
7 ～ 9	エゾシカ タヌキ キツネ ヒグマ カラス アライグマ	①被害農家への鳥獣害防止知識の普及活動。 ②自助努力による被害防止への働きかけ。 ③市街地住民に対する生ゴミ等の管理徹底の周知。 ④ヒグマ出没時の連絡体制の整備（周辺町村含めて）。 ⑤テキスト作成、研修会実施による被害防止知識の向上。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
洞爺湖町	情報収集、捕獲許可証・従事者証交付申請、鳥獣被害対策実施隊への連絡、緊急パトロールの実施、罠の設置、住民への注意広報活動、注意看板の設置、対策本部の設置、自治会及び教育委員会への連絡等
洞爺湖町鳥獣被害防止対策協議会	情報収集、出没調査、追払い及び捕獲活動の指示等
洞爺湖町鳥獣被害対策実施隊	パトロール及び捕獲活動の実施等
自治会	住民への注意喚起
北海道伊達警察署	緊急対応、パトロール、住民の避難誘導
胆振総合振興局	捕獲許可証・従事者証の交付等

（２）緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【カラス、キツネ、タヌキ、アライグマ】

生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

【エゾシカ】

肉の一部は利活用し、そのほかの部分については、一般廃棄物として処理、又は捕獲場所にて生活環境に影響を与えない方法で埋設する。

【ヒグマ】

肉の一部は利活用し、検体の一部（胃、肝臓等）を北海道環境科学研究センター自然環境部へ学術研究として提供する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	洞爺湖町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
洞爺湖町	協議会事務局運営、被害状況の把握、エゾシカ・ヒグマ・タヌキ・アライグマの捕獲許可申請事務、住民への普及啓発
J Aとうや湖	鳥獣被害実態調査
胆振農業改良普及センター	農業被害の状況把握、情報提供
洞爺湖町農業委員会	農業被害の状況把握 情報提供
洞爺湖町有害鳥獣駆除連絡協議会	対象鳥獣の捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道胆振総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の協議・鳥獣害防止総合対策事業の指導
北海道胆振総合振興局環境生活課	捕獲許可申請等の窓口

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

駆除・捕獲を委託してきた洞爺湖町有害鳥獣駆除連絡協議会で従来より4班体制で組織してきた実施隊を再編成し、連絡責任者として事務局職員も組み入れ、新たに「洞爺湖町鳥獣被害対策実施隊」を立ち上げ、今まで以上に連携を密にした体制を確立し、農作物や養畜への被害を最小限に止める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ハンターの育成・確保に係る施策の実施。
- ・銃所持許可更新に係る支援。
- ・わな猟免許取得の推進。
- ・農業者を対象としたわな猟免許取得講習会の実施。
- ・試験に係る情報提供等。

